

# 創業融資利子補給補助金

日本政策金融公庫国民生活事業の創業資金の借入れを行った際に発生する支払利子の一部を補助します。

## ●補助対象者

以下のいずれの要件も満たす中小企業基本法に定める中小企業者

- ・法人にあっては本店の所在地、個人にあっては主たる事業所を市内に有すること。
- ・新たに事業を始めること、又は融資実行時点において開業後1年未満であること。
- ・市税の滞納がないこと。
- ・暴力団員、暴力団関係者でないこと、また、それらの関与する法人等と関係のないこと。

## ●補助の対象となる融資

(株)日本政策金融公庫国民生活事業の創業支援のための以下の融資

- ・新企業育成貸付
- ・企業活力強化貸付
- ・一般貸付
- ・生活衛生貸付のうち新企業育成・事業安定等貸付



## ●補助対象経費等

平成28年4月1日以降に借入れをした創業資金に係る利子のうち、初回から連続する6回分の返済利子の全額。ただし、20万円を上限とする。

## ●申請期限

6回分の利子の返済が終了した日から40日以内。

## ●手続きに必要な書類

1. 補助金等交付申請書兼実績報告書(指定様式)
2. 補助金等交付請求書(指定様式)
3. 創業計画書(公庫所定)の写し
4. 公庫が発行した支払済額明細書の写し(初回から連続する6回分が記載されたもの)
5. 創業年月日が分かる書類の写し(登記事項全部事項証明書、開業届出書の写しなど)
6. 市税の納税証明書(完納証明書)の写し
7. 公庫が発行した貸付実行通知書の写し

★指定様式は、安城市公式ウェブサイト『望遠郷』からダウンロードできます。

## 問い合わせ

安城市商工課工業労政係

【電話】0566-71-2235 【FAX】0566-76-1184

【URL】安城市公式ウェブサイト「望遠郷」⇒<https://www.city.anjo.aichi.jp/index.html>

創業融資利子補給補助金⇒ホーム>事業者向け>商工業・工事>助成・補助制度